

第1章 人権とくらしに関する総合計画の概要

人権行政の基本姿勢

— 安心して子育てができ、のびやかに育ち学べるまち
人を大切にし、差別のないまちをつくる —

1 計画策定の背景

21世紀を、真の「人権の世紀」にするため、そして千曲市のめざすべき、だれもが「あらゆる差別のない明るく住みよい千曲市」構築に向け、人権行政を一層推進していく必要があります。

市では、今後の人権行政を差別撤廃人権擁護条例に掲げられた「あらゆる差別のない明るい千曲市の実現に寄与することを目的とし、総合的かつ計画的に推進」するため、引き続き「第3次人権とくらしに関する総合計画」を策定しました。

2 計画の意義

(1) 人権行政の基本姿勢

市では、「千曲市総合計画」の中で「安心して子育てができ、のびやかに育ち学べるまち」－「人を大切にし、差別のないまちをつくる」をまちづくりの基本目標の一つに掲げ、すべての人が住み慣れた地域において安心していきいきと暮らし、すべての人の尊厳や人権が守られ、個性や価値観を認め合うことができることを目標としています。

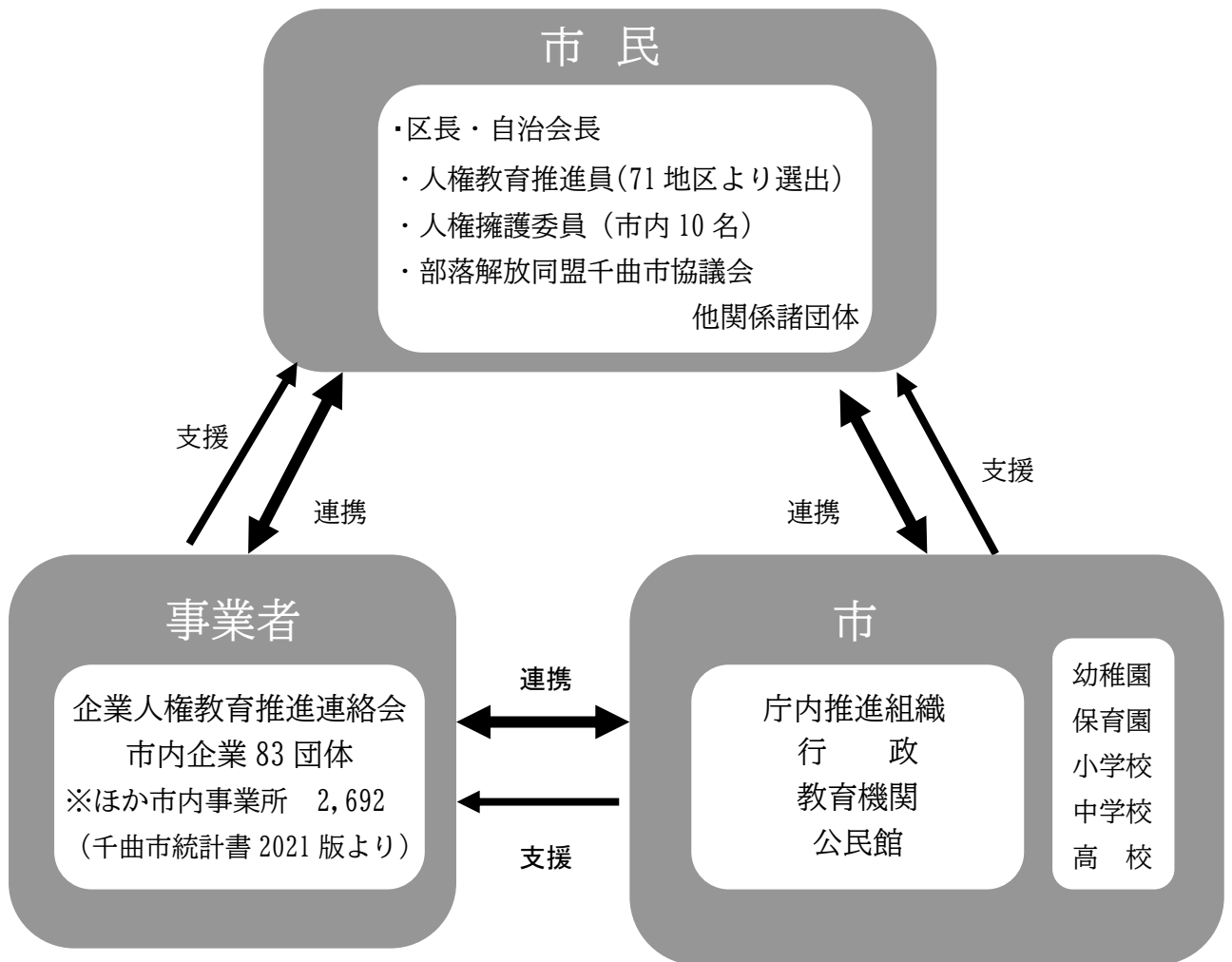
また、行政運営にあたっては、下記の項目を重点指針としています。

- ① 人権政策の推進
 - ・人権とくらしに関する総合計画の策定
 - ・人権に関する情報提供の充実と相談体制の整備
- ② 人権・平和教育の推進
 - ・人権教育研修会の充実
 - ・人権教育集会所の活用
 - ・学校と地域・家庭連携の人権教育の推進
 - ・企業人権教育の推進
- ③ 人権擁護の推進
 - ・人権侵犯救済・支援体制の推進
- ④ 相談窓口の充実
 - ・相談事業の周知

(2) 計画の推進

人権施策の推進にあたっては、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や「長野県人権教育・啓発推進指針」を踏まえ、同和問題をはじめとする様々な差別撤廃と人権の確立・尊重という多種多様な問題に対応するため、総合的調整機能を果たし推進体制の充実を図っていきます。

人権教育・啓発活動の推進体制



(3) 計画期間

本計画の期間は令和元年度から令和5年度までの5年間とします。なお、社会情勢や地域社会の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行なうものとします。

3 計画の進行管理

人権とくらしに関する総合計画を単なる計画に終わらせないためには、推進体制を確立し、市民や事業者へ情報公開をしていくことが不可欠です。

人権施策の着実な推進を図るため、「千曲市差別撤廃人権擁護審議会」において、毎年事業の推進状況（年次報告書）を検証するものとします。

また、審議会は、必要に応じて市長に意見を具申し、市長はこれに基づいて必要な措置を講じるものとします。

